

財務省告示第四十号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、平成十九年一月三十日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成十九年二月九日

財務大臣 尾身 幸次

一 名称及び記号 利付国庫債券（五年）（第六十二

二 発行の根拠 回） 財政法（昭和二十二年法律第三

三 法律及びその 十四号）第四条第一項及び財政

四 法律及びその 融資金特別会計法（昭和二十

五 法律及びその 六年法律第一百一号）第十一条第

六 法律及びその 一項並びに国債整理基金特別会

七 法律及びその 計法（明治三十九年法律第六号）

八 法律及びその 第五条第一項及び第五条ノ二

九 法律及びその 社債等の振替に関する法律（平

十 法律及びその 成十三年法律第七十五号。以下

十一 法律及びその 「振替法」という。）の規定の適

十二 法律及びその 用を受けるものとし、その振替

十三 法律及びその 機関は日本銀行とする。

十四 法律及びその 価格を競争に付して行われる入

十五 法律及びその 札（以下「価格競争入札」とい

十六 法律及びその う。）による発行（以下「価格競

十七 法律及びその 争入札発行」という。）、「価格競

十八 法律及びその 争入札と同時に行われる入札で

十九 法律及びその あつて、価格競争入札において

二十 法律及びその 定められた利率をその利率と

二十一 法律及びその し、価格競争入札において募入

二十二 法律及びその の決定を受けた各申込みの応募

二十三 法律及びその 価格を募入額により加重平均し

二十四 法律及びその て得られる価格をその発行価格

三 振替法の適用等

四 発行方法







の 経 利 入 価 ・ 別 債 行 争 非 者 特 国 札  
払 過 札 格 第 参 市 及 入 価 ・ 別 債 発  
込 利 発 競 加 場 び 札 格 第 参 市 行  
み 子 率 行 争 非 者 特 国 発 競 加 場 、

(一) 年一・三パーセントは、募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加えて、次の算式により算出した金額を第二号に規定する期日に払い込むものとする。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 1.3}{100} \times \frac{41}{365}$$

(二) 発行時において、その利に係る所得税が源泉徴収されるものとして振替口座簿中の口座に記載又は記録されるものについては、前記(一)の算式により算出した金額から当該金額に百分の二十を乗じた金額(ただし、当該国債を発行時において取得する者が非居住者又は外国人である場合には、前記(一)の算式により算出した金額

十四 初期利子

に当該非居住者又は外国法人が適用を受ける所得税の税率を乗じた金額を控除することができる。

平成十九年六月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十六号において規定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額} \times 1.3}{100} \times \frac{1}{2}$$

十五 第二期利子

毎年六月二十日及び十二月二十日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。

十六 償還金額

平成二十三年十二月二十日

十七 償還金額

額面金額百円につき百円

十八 元利支

日本銀行

十九 払入札参加

財務大臣から通知を受けた者

二十 払込期日

平成十九年一月三十日